懇なりき云々。とあり。 直弟也。山田へ蓮蓉住持し給ひても、毎月の忌日正日まで ふ。吉崎御建立の初より、蓮誓二俣へ下向せしめ、蓮如上 けて、越中國坊 主衆与力 として 出入あるべき旨 計らひ給 を、加州加嶋を蓮番群退のみぎりより、此處に蓮乘仰せつ 是も始は土山といふ 處に、二俣の 蓮乗草坊を 立置かれし る反古褒魯に、蓮誓の次男躓玄は、越中國勝興寺住持す。 人に別けて常隨昵近の御門侶、兩人共に常に褒美まします

〇大文字屋三郎右衛門舊即

字町に居住致し、其頃小松之城主丹羽五郎左衛門殿、能美 御判費今以所持仕罷在。五代以前九右衞門之時、金澤へ引 其節則貞銘有」之御刀一腰拜領被,仰付。 利家卿 御宿も被,仰 郑天秤職被。申付、金銀包賃并灰吹銀吹賃等賜、之。 太閤秀吉 三郎右衞門由緒書に云ふ。元祖大文字屋源兵衞、小松大文 付。利長卿御領に相成、 公越中佐々成政爲]御征伐]御出馬之御往來、御旅宿に相成。 西御坊町只今之居屋敷に居住仕る。とあり。 先規之通り 能美郡天秤職被,仰付

> 能美郡中天秤職之事申付候僚、 金銀ともに 如前々全可裁

慶長五年十一月五日

利 長

小松大文字屋源兵衞方へ

魔し、その寫を命ぜられたり。如」左。 紀卿の時、府中大文字屋の所持せる利長卿の判印呰等を一 按ずるに、 大文字屋といふは越前國府中にもあり。 舊藩綱

越前府中大文字屋被「相越、 年頭祝儀として、

奉 曹紙

連 東

生

紅 女共方へ 걘

五

袋

なま栗 = 三百五十 っ

正月廿六日

右之通くれられ候。滿足之由能々心えて可」申候やし。

宮井太郎右衙門市 川 長左衙門

肥

正月十九日

九月十二日

羽肥

利

長

府中

大文字屋

爲,音信,曰二本·柫百給,之候。

選路懇志 之段、

別而 感悅至

申されて、 ぎとして、銀子二枚被、遺候。よく 大もんじややがて御歸候よし。こんどははやく~と御れい 御きげんの御事にて候。 玉泉院さまより御しう 心え候て被,申候へよ

し仰せられ候。めでたくとし。

正月十七日

小千 太 夫福

す 2 木

小

鳥子念を入買候で可給候。賴申候。謹言。

十月十一日

肥前守

利

長

母前其方誂置候鳥子取に遺候。 則代金子一枚只今遺候像、

候。 以上。

追而大奉書 拾束買申度候條、

內々 謎候而 可始候o

賴置

被』心え,候て被,申、 小太夫わたくしよりわざとばかりに代物百疋遣し申候。 たのみ申候らし。

外に二通略寫之。

れ候。いろ~~の物どもまんぞくのよしよく可、申候。

正月十五日

ち

は

ふちう大もじやかたより、

ふたりへ、かきつけのごとくく

大文字屋殿へ

者也。 右八通、 以。越前府中大文字屋所持之本紙、令。書寫「加」再校「

正德二年仲夏初四日

在城の頃、用事を命ぜられし者なるべし。扨其の一族など 小松へ來り居住し、後金澤西御坊町に居住する事、 右越前府中町の 大文字屋は、藩祖利家卿・二世利長卿 府中 今は其の子孫西御坊町より塩屋町へ移轉して、 数代な

我々方より能々心得申し候へと被,仰候やし。 金澤古蹟志卷廿八

候由,

御上候。則披露申候處、一段被、成。御祝着、候。大儀に被、参 年頭之爲。御禮,此方へ被,越、奉曹五束・大栗二百井御肴三種